

鈴鹿市公平委員会規則の読点の表記を改める規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鈴鹿市公平委員会

委員長 長谷部 拓哉

鈴鹿市公平委員会規則第1号

鈴鹿市公平委員会規則の読点の表記を改める規則

この規則の施行の際現に公布されている鈴鹿市公平委員会規則において読点として表記する「，」を「、」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。